相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市浜町八八番地、最後の住所埼玉県川口市大字峯一一六一番地の一

被相続人　亡　山下かず子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二―一四五―二　大宮ＳＴビル五階　藤原剛法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤原　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県三郷市三郷一丁目一九番地一二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　恩田　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

埼玉県三郷市三郷一―一三―一二　ＭＴビル二階　みさと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松浦麻里沙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市保土ケ谷区保土ケ谷町一丁目七四番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区保土ケ谷町一丁目七四番地四

被相続人　亡　金子　壽彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

東京都中央区京橋三丁目六番一号秋葉ビル六階

相続財産管理人　弁護士　小宮　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区大崎三丁目一八九番地、最後の住所東京都品川区大崎三丁目一四番八号

被相続人　亡　川本　泰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

事務所東京都港区六本木一丁目七番二七号全特六本木ビル五階東京六本木法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　早稲田祐美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区若葉三丁目八番地四、最後の住所東京都足立区中川二丁目一四番二〇号

被相続人　亡　石川　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル八三九区中外合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田辺研一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市絹ケ丘三丁目二番、最後の住所神奈川県川崎市幸区小倉五丁目三一番一五号サンリバー小倉一〇三

被相続人　亡　首藤　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市旭南三丁目二三一番地、最後の住所栃木県日光市瀬尾二八三番地一

被相続人　亡　清水貴美人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

東京都千代田区神田錦町三丁目三番地竹橋３―３ビル三階

相続財産管理人　弁護士　網谷　充弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都日野市多摩平三丁目一九番地四、最後の住所東京都日野市多摩平一丁目五番地の六豊田ハウス一一〇

被相続人　亡　寒川　善明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階

りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東向島三丁目二一三番地、最後の住所東京都足立区西保木間二丁目八番一九―二〇三号　被相続人　亡　小島　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

事務所東京都渋谷区代々木二―五―一羽田ビル八〇二号新宿南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土肥　尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区虎ノ門四丁目一番地、最後の住所東京都練馬区高松二丁目四番九号コーポサクマ二〇一　被相続人　亡　小川　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

事務所東京都渋谷区代々木二―五―一羽田ビル八〇二号室新宿南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土肥　尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予市双海町高野川甲三八四番地一、最後の住所横浜市西区霞ケ丘四七番地三平和荘一〇三号　被相続人　亡　岩木　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

横浜市中区太田町四―五五横浜馬車道ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大野　美樹

第43期決算公告

平成26年10月15日

山形県長井市十日町一丁目９番２－１号

株式会社芳文社よねざわ印刷

代表取締役　加藤嘉志朗

貸借対照表の要旨

（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	66,863	流動負債	326,092
固定資産	359,541	固定負債	18,500
		株主資本金	81,811
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	134,781
		その他資本剰余金	135
		利益剰余金	134,645
		利益準備金	△ 82,969
		その他利益剰余金	4,500
		（うち当期純損失）	△ 87,469
			(15,626)
資産合計	426,404	負債・純資産合計	426,404